（参考様式2）

事前点検シート

計画主体名	栃木県大田原市・栃木県		
計画期間 実施期間	平成23年度～平成27年度 平成23年度～平成23年度	総事業費（交付金）	18,000千円（9,000千円）

1 計画全体について

項　　目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	■	活性化計画目標を農家戸数の減少率の抑制としており、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	■	大田原市レインボープランの農業振興の施策3「農業生産基盤の整備」の中に「生態系に配慮した農道の整備」があり、その中の主要事業として「農産物を安全に効率的に集出荷できる物流体制の充実、また農村地域の住民の暮らしの向上等のために農道整備を実施する」と位置づけられており、連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	■	関係農業者からの要望を基に事業計画化をしている。
事業の推進体制は確立されているか	■	土地改良区、地元自治会に事業計画についての説明を行い、事業推進への協力が得られている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	■	農業基盤の整備により営農条件が改善され、農業従事者の意欲を上げて安定した農業経営の持続を図ることにより定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	■	同様な事業の過去の施工実績から事業期間は1年、計画期間は農家戸数の減少を抑えるという目標の性質から、比較的長い期間の動向により判断するため、標準計画期間の5年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	■	範囲内である。 18,000千円×1/2=9,000千円

2 個別事業について

項　　目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	■	新たに農道舗装を実施することにより、条件整備され機能が確保するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	―	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	■	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第34号)別記」により、「アスファルト舗装の標準耐用年数は10年」となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	■	土地改良事業費用対効果分析指針に基づいた「新たな土地改良の効果算定マニュアル」により算定した。

	上記の費用対効果分析による算定結果が1．0以上となっているか	■	投資効果率 1.32
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		■	本事業は要件類別8に該当し、事業実施主体は大田原市である。事業規模は9.8haで、要件の5ha以上であり、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		■	活性化計画区域内の農家戸数は35戸と多数におよび市が事業実施主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。事業内容が基盤整備であり、目的以外に使用されることはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	■	隣接で実施した地区のCBR等を参考に、土地改良工事標準積算基準及び栃木県の単価に基づき算出しており、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	■	再生材（RC材）を利用することによりコストの低減を行う計画である。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	■	路線内の危険箇所について安全施設としてガードレール等を必要最小限の規模で計上する。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		■	当路線の整備により、受益地で収穫された作物は未舗装路線を通らずに集出荷場へ運搬することができるため、荷傷みによる品質低下や塵害による人的手間などが解消される。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		■	ほ場整備事業により造成された農道であるため、幅員等についても確保されている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		■	費用については、事業実施主体である大田原市において、平成23年度当初予算で計上されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	■	大田原市において、毎年農道の維持管理に係る予算を計上し、土地改良区や自治会と連携を図りながら市が維持管理を行う。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	収支を伴うものではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		—	他の事業との合体施行はない。

注1　項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。
　2　事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。